

# 中期財政見通し

(平成27年度～31年度)

平成26年11月

福島県只見町

## はじめに

本町においては、平成15年度（平成16年2月）に行財政改革プログラム（第Ⅰ期）を策定し、平成16年度から平成20年度までを「行財政改革期間」と位置付け、行財政の改革に向けて取組みを始めました。

さらに、平成18年度に改訂を行い、平成19年度から平成23年度までを「行財政改革期間第Ⅱ期」と位置づけ、改革の方向性をより明確にして、プログラムの確実な実行に取り組んできました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う放射能風評被害、平成23年7月の新潟・福島豪雨による甚大な被害からの災害復旧、復興に対応するため、平成24年3月に「中期財政見通し（平成24年度～平成26年度）」を示し、行財政改革期間終了以降も、更なる行財政改革の推進に取り組んできたところです。

そこで、平成26年2月に策定した「第3次只見町行政改革大綱」受け、これまでの行財政改革の成果を踏まえ、将来の財政収支の見通しを明らかにし、第7次只見町振興計画の策定や予算編成・執行の指針とするため、中期財政見通し（平成27年度～平成31年度）をお示しいたします。

## 中期財政見通し 目次

### 第1章 本町の財政を取り巻く環境

- 第1節 人口減少と少子超高齢化社会
- 第2節 国の経済財政運営と地方財政の課題

### 第2章 財政の現状と課題

- 第1節 財政状況
- 第2節 只見町の財政水準

### 第3章 中期財政見通し

- 第1節 財政運営の基本方針
  - 1. 負担と選択の考えを持ちます
  - 2. 経費の削減を行います
  - 3. サービスとコストの適正化を目指します
  - 4. 自主財源を適正確保します
- 第2節 行財政改革プログラムの具体的方針の踏襲
  - 1. 小さな行政組織構築の指針
  - 2. 人件費等を抑制します
  - 3. 事務事業の見直しをします
  - 4. 補助費等及び扶助費を抑制します
  - 5. 委託の内容を点検します
  - 6. 特別会計の繰出金を抑制します
  - 7. 投資的経費を見直します
  - 8. 公債費を抑制します
  - 9. 住民負担について見直します
  - 10. 町税の適正課税と収納率の向上に努めます
- 第3節 中期財政見通し(平成27年度～平成31年度)

## **第1章 本町の財政を取り巻く環境**

### **第1節 人口減少と少子超高齢化社会**

国の総人口が、今後、長期の人口減少過程に入中、特に、少子超高齢化の進行により、人口構造そのものが大きく変化していく見通しであります。

また、平成26年5月に「日本創成会議」が発表した「ストップ少子化・地方元気戦略」においては、若年女性人口の減少等により、将来的に消滅する恐れが高い市町村が多数あるとしており、国は「人口急減・超高齢化」への流れを変えるために、「女性の活躍、男女の働き方改革」など様々な改革や変革に取り組むこととしています。

県内市町村は、地域別の人口推計（平成25年3月推計）が示されていなかったため、提言には含まれなかったが、平成20年12月推計値を参考にすると、本町においても2005年から2035年にかけて若年女性が50%以上減少する推計であることから、人口構造の変化が本町の様々な施策・事業や財政に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

### **第2節 国の経済財政運営と地方財政の課題**

国における国債と地方債の残高は平成25年度末で980兆円と見込まれ、GDPの実に202%を超えるなど、国全体の財政状況は先進諸国の中で最も厳しい状況にあると言われ、財政構造の硬直化が深刻さを増していることが伺えます。

このような状況のもと、平成26年6月に国が発表した「経済財政運営と改革の基本方針2014」においては、デフレからの脱却を確実なものとするため、需要の継続的拡大と成長戦略の更なる推進を行い、さらに、リーマンショック後の景気対策として臨時的・例外的に行われた対応を平時モードへ切り替え、通常の施策に戻すことを方針として掲げています。

特に、経済再生と財政健全化の両立にあたっては、国と地方を合わせた基礎的財政収支赤字の対GDP比を平成22年度の水準から平成28年までには半減させ、平成32年度までに黒字化を実現させることとしています。

その結果、地方については、歳出は国と歩調を合わせた抑制ベースによる歳出削減が求められるとともに、歳入は一般財源の所要総額確保を目指しているものの地方交付税や国庫補助金の削減が危惧され、国の恒久的歳出削減が地方へのしわ寄せとなる懸念もあり、財政力の弱い自治体にとっては、厳しい財政運営が予想されます。

## 第2章 財政の現状と課題

### 第1節 財政状況

#### 【歳入の状況】

自主財源の根幹である町税は平成21年度に10億円の大台を割り込み、その後は増減を繰り返しております。電源開発株式会社などの大規模償却資産（固定資産税）の減少が見込まれ、平成27年度には9億円を割り込むことが予想されます。

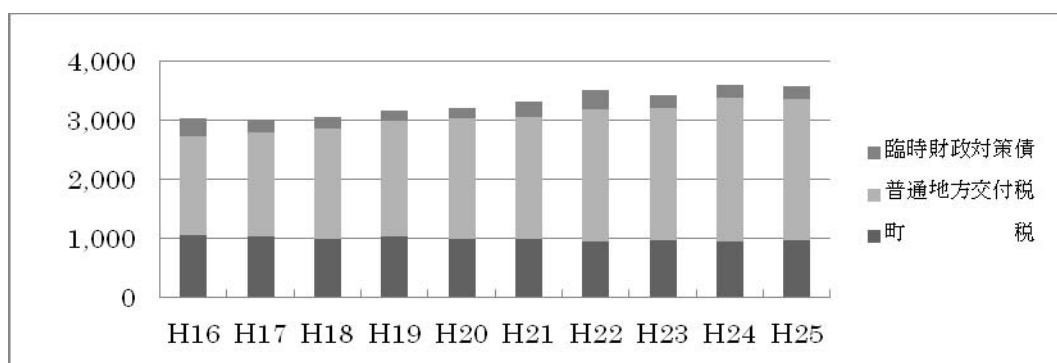
地方交付税については、平成27年度までは、平成25年度の交付水準を維持するとの国の方針もありますが、平成28年度以降、国の動向によっては地方財政に対し、厳しい財源圧縮の要請も想定されます。

町税と普通地方交付税の推移

(単位：百万円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
町 税	1,068	1,030	987	1,037	1,000	985	953	975	947	967
普通地方交付税	1,672	1,766	1,881	1,944	2,040	2,078	2,236	2,238	2,435	2,402
臨時財政対策債	291	224	199	181	169	263	319	222	224	208
計	3,031	3,021	3,067	3,162	3,210	3,326	3,508	3,435	3,605	3,577

※臨時財政対策は発行可能額（借入額ではない）



## 【歳出の状況】

人件費については、職員数の削減や給与改定等により平成12年度以降減少しています。

扶助費については、少子高齢化の影響による社会保障制度の改定などにより増額傾向となっています。

公債費については、高金利債の借換や繰上償還を実施し、将来の負担軽減に努めるほか、起債については、辺地債・過疎債等の条件の良いものを優先し、活用しています。

繰出金については、農業集落排水事業の公債費償還がピークを迎え増加傾向にあります。その他、特別会計への赤字補てん的な繰出金があります。

性質別歳出状況（抜粋）

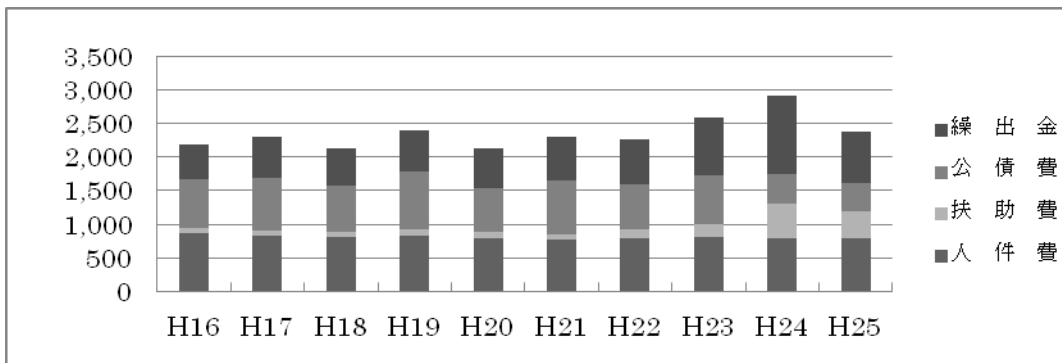
（単位：百万円）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人件費	870	838	813	838	799	764	793	809	799	788
扶助費	66	69	72	85	85	88	134	200	500	409
公債費	738	775	695	871	662	792	673	730	440	414
繰出金	509	627	550	600	593	658	663	849	1,170	764
計	2,183	2,309	2,131	2,394	2,139	2,302	2,264	2,587	2,909	2,375

※H22扶助費の増は、子ども手当創設

H23～25扶助費の増は震災、豪雨災に伴う給付金、支援金

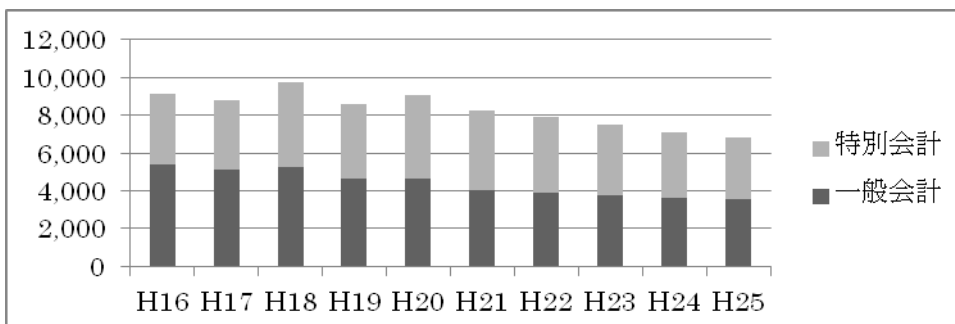
H23～25繰出金の増は豪雨災に伴う災害復旧事業分



町債残高の推移

（単位：百万円）

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
一般会計	5,412	5,137	5,230	4,669	4,642	4,033	3,899	3,748	3,609	3,545
特別会計	3,715	3,646	4,545	3,934	4,405	4,242	4,007	3,752	3,517	3,257
全会計	9,127	8,783	9,775	8,603	9,047	8,274	7,906	7,501	7,127	6,802



### 【一般財源の推移】

経常的経費に充当した一般財源は、平成16年度と比較すると平成25年度は、2.5%（67百万円）の減となっています。

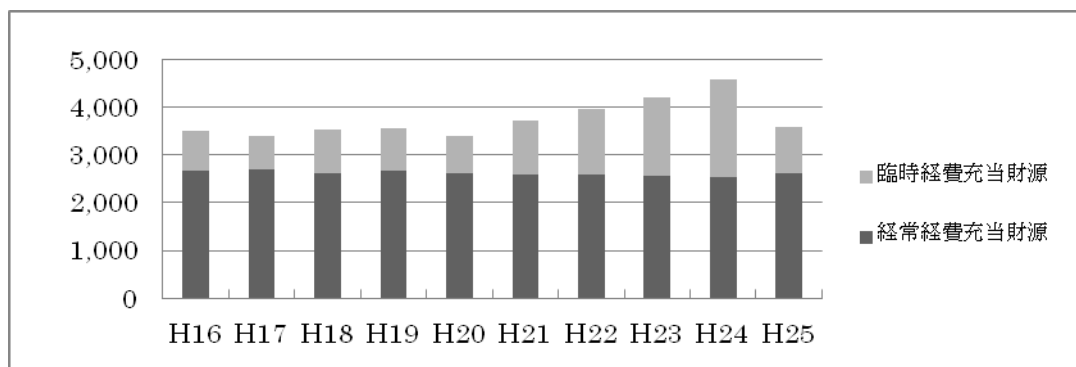
投資的経費を含む臨時的経費に充当した一般財源については、平成21年度から平成24年度において増となっています。これは、普通交付税の伸び及び特別交付税の増、国が緊急経済対策として実施した交付金による事業実施が要因であります。

一般財源総額でみると、1.8%（65百万円）の増となっており、着実に収支が改善しております。

一般財源充当の状況

(単位：百万円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
経常経費充当財源	2,675	2,701	2,627	2,676	2,625	2,588	2,580	2,569	2,533	2,608
臨時経費充当財源	843	701	902	894	772	1,140	1,389	1,628	2,045	975
計	3,519	3,402	3,529	3,570	3,397	3,728	3,969	4,198	4,579	3,583



### 【財政の各種指標】

経常収支比率は、平成18年度に要注意ラインといわれる80%を下回り、平成22年度以降は70%台前半まで大きく改善しております。平成19年度から新たに設けられた指標となる実質赤字比率は算定されず、実質公債費比率は、年々減少・改善されています。将来負担比率は、平成21年度以降算定されず、後年度につけを回さない財政運営となっています。しかしながら、年々財政力指数は下降しており、自主財源の確保が課題となっています。

(単位：％ ただし、財政力指数に％は用いない)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
経常収支比率	82.1	83.3	79.6	79.7	77.3	78.5	70.4	71.8	71.7	74.2
実質赤字比率				-	-	-	-	-	-	-
連結実質赤字比率				-	-	-	-	-	-	-
実質公債費比率(3ヶ年)			13.6	12.8	11.3	9.6	6.8	5.0	3.9	3.7
実質公債費比率(単年度)			12.8	12.0	9.2	7.7	3.7	3.7	4.4	3.1
将来負担比率				16.1	26.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
財政力指数	0.352	0.334	0.308	0.303	0.288	0.279	0.255	0.259	0.237	0.247

※財政力指数は単年度の数値を用いた

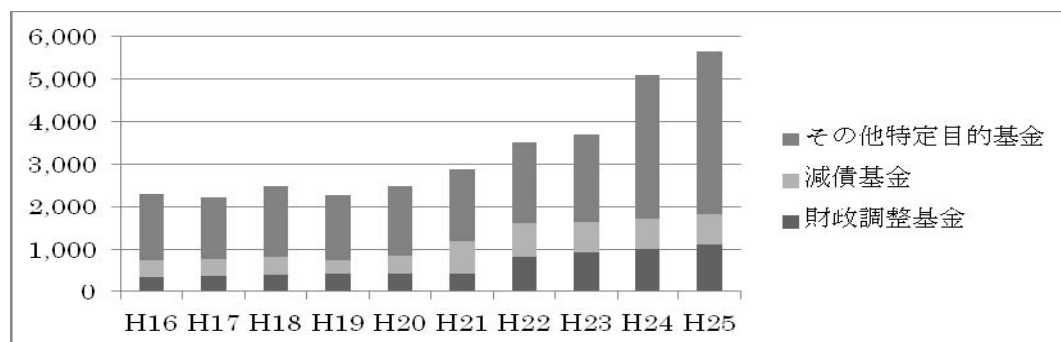
### 【積立基金残高の推移】

財政調整基金残高は、平成16年度と比較すると平成25年度は199%（746百万円）の増、減債基金残高は、79%（303百万円）の増、その他特定目的基金は、147%（2,284百万円）の増となっています。

これは、震災及び豪雨災関係の交付金積立てのほか、普通交付税の増や行財政改革プログラム実施による経常的経費の削減で基金積立てが可能となったもので、後年度事業実施に向けての大きな財源の確保となっています。

(単位：百万円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
財政調整基金	374	398	420	444	447	449	821	944	1,017	1,120
減債基金	385	384	404	301	414	757	799	686	687	688
その他特定目的基金	1,559	1,459	1,667	1,544	1,620	1,674	1,888	2,052	3,395	3,843
合計	2,318	2,241	2,492	2,289	2,481	2,880	3,508	3,683	5,100	5,651





## 第2節 只見町の財政水準

### 【近隣町村の比較】

本町の財政状況等を各種指標で近隣町村と比較すると以下のとおりです。

本町を見た場合、財政力指数は3番目、経常収支比率は2番目、将来負担比率は1番目、実質公債費比率（3ヶ年）は1番目、人口1,000人当たり職員数は3番目にそれぞれ位置しています。

近隣町村との比較では、健全な財政運営が図られていることが示されています。

H24決算状況

（単位：人、%、千円 [財政力指数を除く]）

	人口	財政力指数	経常収支比率	将来負担比率	実質公債費比率 (3ヶ年)	人口1,000人 当たり職員数
只見町	4,821	0.25	71.7	-	3.9	16.80
桧枝岐村	589	0.45	55.0	-	4.0	64.52
南会津町	17,724	0.22	83.8	36.2	9.0	13.99
下郷町	6,439	0.39	76.3	-	6.8	13.51
金山町	2,407	0.20	73.1	-	6.1	21.19
昭和村	1,484	0.08	77.0	-	8.0	22.24
三島町	1,889	0.12	86.6	-	9.6	20.65
柳津町	3,898	0.17	73.7	-	8.0	17.19

### 【参 考】

全国市町村平均	0.49	90.7	60.0	9.2	7.00
福島県市町村平均	0.73	85.0	40.3	10.5	7.48
類似団体平均	0.21	80.4	-	8.5	17.24

※人口は平成25年3月31日現在住基人口。

※市町村財政比較分析表（平成24年度決算）による。

財政力指数：財政力を示す指数。財政力指数が高いほど財源に余裕があるといえる。

経常収支比率：財政構造の弾力性を示す指数。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでい

将来負担比率：一般会計等の将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合です。

この数値が高いほど将来財政を圧迫する可能性が高いといえる。

実質公債費比率：一般会計等の負担する公債費が標準財政規模に占める割合です。

この数値が高いほど資金繰りが厳しいといえる。

人口1,000人当たり職員数：人口1,000人当たりの職員数である。

※標準財政規模とは、地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上での一般財源の総量。

### 第3章 中期財政見通し

#### 第1節 財政運営の基本方針

本町は、これまで平成16年度から平成23年度までを行財政改革期間と位置づけ、行財政改革を推進してきました。これについては、期間が終了した以降も不要となるものではなく、本町が存在する限り常に意識して実行すべきことです。

町政運営にあたっては、町民の安全・安心な暮らしを優先に考え、その上で必要な事務事業を選択していくことが必要であります。そのためには、安定的な行財政基盤の確立が必要不可欠であることから、原則として、只見町行財政改革プログラムの方針を踏襲した取組みを継続していくものであります。

現在、ユネスコエコパークの登録を契機とした只見町の創生の着実な実行が求められており、更には、新たな住民ニーズにも応えていく必要があることから、事務事業の精査による「選択と集中」を行った上で、歳入に見合った歳出を堅持しながらも、必要な事業には基金の活用を図り財源を確保します。

以上のことから、平成27年度から平成31年度までの「中期財政見通し」を策定し、第六次只見町振興計画、第3次只見町行政改革大綱等と整合性を図りながら事業の推進及び行財政改革を両立していきます。

なお、中期財政見通しにおける基本的な方針は以下の通りです。

#### 1. 負担と選択の考えを持ちます

財政の自治とは、住民の負担で住民サービスを支えることです。住民の負担だけで住民サービスを支えきれないので、地方交付税制度があり、本町は交付団体になっています。国は地方交付税に依存しない不交付団体の増加を目指しており、国の財政健全化に向けた取組みの実行により、地方財源を拡充する方向では少なくともなく、今後減額していくことが懸念されます。

厳しい財政状況においては、従来の行政運営を抜本的に見直すとともに住民・集落・地域との協働を推進するなど、効率的な行政経営を推進していくことが求められます。協働とは、それぞれの立場や環境・価値観の違いを理解し、同じ目的に向かってそれぞれが自立して課題を解決していくことです。「町民と共につくる町づくり」を目指し、それを継続していくための行財政改革でなければなりません。

行財政改革の推進には、住民の理解と協力が重要です。その前提として、財政状況や施策内容の情報共有と適切な意見の反映が不可欠となります。

これらを踏まえながら、住民の負担とサービスを考えていきます。これが、「負担と選択」という考え方です。

## 2. 経費の削減を行います

これまでも経常的経費の削減を行ってきましたが、只見町の創生プロジェクト予算に重点配分するため、より一層厳しいレベルで経常的経費の見直し並びに投資的経費の削減を行います。

人件費の見直し、物件費の節約をはじめ補助費等、扶助費、繰出金の見直し、投資的経費であっても事業の精選、単独事業費の見直しを行います。

事業の精選については、住民の意見を反映し、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクルに基づき不断に事務事業の正当性の検証を行います。

歳出の無駄や非効率を放置して、住民の負担増につながることを無いようゼロベースからの歳出見直しを基本姿勢とします。

## 3. サービスとコストの適正化を目指します

真の財政健全化のためには、普通会計の適正化だけに留まらず、特別会計の財政健全化に努めなければ意味がありません。

繰出金（特別会計では繰入金）の中身を精査し、赤字補てんの繰出金については、その原因を究明し、住民に納得の得られる透明性の高いルールでの繰出に留め、そのためのサービスとコストの適正化を目指します。

上下水道事業については、経営健全化のため、企業経営者の視点から中期的な経営計画を策定します。

## 4. 自主財源を適正確保します

歳出削減による財政の健全化を進める一方、効率的な財政運営を支える自主財源についても適正な確保に努めます。

限られた財源の有効活用に努め、安易に住民に負担増を求めることのない自主財源の調査、研究を行います。

## 第2節 行財政改革プログラムの具体的方針の踏襲

中期財政見通しを確立するために、行財政改革プログラムの具体的方針を踏襲し、以下の行財政改革に取り組めます。

### 1. 小さな行政組織の構築

スリムで効率的な組織を構築し、将来の財政環境の変化に弾力的に対応できる行政組織の確立を目指します。

#### (1) 行政組織機構について

- 簡素で効率的な組織の構築
- 定員管理計画による定員管理
- 各種審議会、委員会等の統廃合

#### (2) 人材の育成と職員の意識改革について

- コスト意識と顧客意識の醸成
- 職員の能力向上（政策形成能力、説明能力等）
- 地域内外交流会等への参加などを含む研修の充実

## 2. 人件費等を抑制します

時代に即した行政需要を考慮し適切な定員管理に努め、人件費抑制に取り組めます。また、諸手当、旅費規程、各種報酬の見直しや委員会等の統廃合についてはこれまでに削減を実施しているところですが、社会情勢や実態を踏まえた見直しを行い、更に削減を図ります。

物件費、維持補修費等についても削減を実施してきましたが、今後も継続して取り組み、コスト意識の徹底と抜本的見直しにより更に節減に努めます。

## 3. 事務事業の見直しをします

「町民の福祉の向上」のために行政体があり、事業を実施するわけですが、併せて「財政の健全化」も求められています。二つの目標を達成していくためにPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）による業務の精選を行います。

実効性のあるPDCAサイクル確立のため、計画立案、予算要求、事業実施の年間スケジュールに沿った手順を具体化して組み込み、確実に実行します。

事務事業実施の基本的判断基準は次のとおりです。

- ①目的の明確化（趣旨、目的は何か）
- ②効果の予測（どのような効果が期待されるか）
- ③費用対効果の判断（効率的な内容か）
- ④緊急度の判断（いつ実施すべきか）
- ⑤終期の設定（いつまで実施すべきか）

更に以下の基本方針に従い、業務の精選と洗練を行います。

### 「事務事業の精選・洗練に関する基本方針」

- (1) 公共の利益にかなっているか
  - ①不特定多数の人に便宜を与えるものであるか
  - ②特定少数の利益のためとならないか
- (2) 他の行政機関が行うべき事業か
  - ①町が直接実施すべきか
  - ②他の行政機関が果たすべき役割ではないか
- (3) 町が行うことが正当で必要か
  - ①本当に町の財源により行うべき必要性があるか
  - ②どうしても町税を投入して行うべき事業か
- (4) 部分的または全体を民間が行うことができないか
  - ①行政の直接実施でなければ効果が発揮できない事業か

- ②外部委託、民間委託が出来ない事業か
  - (5) 事業を継続するのであれば効率的な手段はあるか
    - ①投入した金額に見合う効果を発揮しているか
    - ②更に効率的な事業実施方法はあるか
  - (6) これからの厳しい財政状況でも支出する意味があるか
    - ①限られた財源の中でも実施する必要性のある事業か
    - ②他の事業に優先してでも実施すべき事業か
- 以上の方針に従い、事務事業の評価制度を実行します。

#### 4. 補助費等及び扶助費を抑制します

これまでも予算編成方針に基づき削減を実施してきましたが、更に見直しを図ります。補助金については、個別にその果たす役割・効果等の再点検と再評価を行い、効果の乏しい補助、不明確な補助、緊急性が低下した補助、団体補助、少額補助については、廃止・縮減を図ります。また、その他補助についても終期設定、金額改定などの見直しを行います。

各種団体等への負担金については、その目的、効果が十分達成されているか精査を行い、団体等への加入の適否を判断します。

- ①一旦ゼロベースから思考する。
- ②所期の目的は何か。達成されたものは廃止。
- ③年数を経過しているものは効果面から検討し、廃止。
- ④必要なものでも実勢を十分考慮する。
- ⑤何のためか、もう一度問い直す。

#### 5. 委託の内容を点検します

委託事業については、内容を精査して効果の判断をします。

- ①一旦ゼロベースから思考する。
- ②委託の可否の選択（個人情報や専門性の有無）。
- ③委託の効果（委託により、減額となる経費は何か）。
- ④積算は適切か（単価、人員、日数等の積算根拠は妥当か）。

#### 6. 特別会計への繰出金を抑制します

簡易水道特別会計の公債費繰出金は、繰出基準に基づき従来同様に1/2を原則とします。集落排水事業特別会計への公債費繰出金は、現行全額一般会計負担としておりますが、交付税措置分相当額の繰出を目指し収支改善を図ります。（繰出基準によるものがあれば別途見込む）。また公営企業の趣旨により経常的経費の繰出は行いません。

- ①公債費分は、原則国が定める繰出基準に基づき繰出を行います。
- ②経常的な繰出と事業的な繰出に分類します。

- ③経常的繰出は、赤字補てん繰出と繰出基準分に分類します。
- ④事業的繰出は、竣工年度、総事業費を確認します。
- ⑤赤字補てん繰出は原因を究明し、早期解消に努めます。

## 7. 投資的経費を見直します

事業の目的、内容、緊急度、費用対効果を十分に検証し、事業規模の見直しを行い、事業費の縮減を図ります。

特に単独事業については、事業の取捨選択を行い一層の削減を図ります。補助事業においても事業効果を十分精査し、今後の発展の基礎となる事業や町を活性化する事業に重点化します。

また、事業に係る設計や仕様、入札制度等の見直しを図ります。

## 8. 公債費を抑制します

公債費については、過去に実施した大規模施設等の影響により財政圧迫の要因となります。前述の事務事業の見直し、投資的経費の見直しを行い、本来に必要とする事業のみに重点化することにより、当該年度の償還元金以下に新規借入を抑制し、起債残高を削減して財政構造の改善を図ります。

起債事業については、世代間負担の公平性の観点から、後世に過度の負担を課すことのないよう、事業の必要性、実施時期を総合的に判断した上で計画的に実施します。

また、高金利等の不利な条件の起債については、適宜判断して、可能な限り繰上償還を実施します。

## 9. 住民負担について見直します

行政サービスの提供において、税制度による公平な負担が保たれない事務事業については、受益と負担の原則に基づき見直しを図ります。

施設使用料等については、利用者負担の公平性確保の観点から、社会全体が負担すべきものか、受益者が負担すべきものか、対応する経費との均衡を検討して見直しを図ります。

手数料については、法令に基準があるもののほか、特定の方に対する事務手数料等について内容を考慮して検討を行い、見直しを図ります。

## 10. 町税の適正課税と収納率の向上に努めます

- ①納税組合による収納と口座振替制度への移行後の収納率向上対策
- ②収納率向上のための庁内体制の確立
- ③家屋全棟評価の検討
- ④新たな財源の確保
- ⑤ペイジーなどの新たな収納方法の検討

### 第3節 中期財政見通し(平成27年度～平成31年度)

#### 1. 今後5年間の収支見通し(普通会計における経常的なもの)

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
町 税	893,806	859,615	829,431	796,476	770,003
地方譲与税	58,340	55,795	53,362	51,035	48,809
利子割等交付金	1,141	1,141	1,141	1,141	1,141
地方消費税交付金	51,627	50,290	48,988	47,719	46,483
自動車取得税交付金	7,802	7,334	6,894	6,480	6,091
地方特例交付金	598	598	598	598	598
普通交付税	2,270,519	2,179,698	2,092,510	2,029,735	1,987,843
交通安全交付金	935	935	935	935	935
分担金・負担金	2,301	2,301	2,301	2,301	2,301
使用料・手数料	49,903	49,903	49,903	49,903	49,903
国庫支出金	72,048	72,048	72,048	72,048	72,048
県支出金	94,106	94,106	94,106	94,106	94,106
財産収入	19,178	19,178	19,178	19,178	19,178
繰入金	0	0	0		
繰越金	0	0	0		
諸収入	10,648	10,648	10,648	10,648	10,648
地方債	195,200	253,800	329,900	362,900	380,200
<b>歳入合計</b>	<b>3,728,153</b>	<b>3,657,390</b>	<b>3,611,943</b>	<b>3,545,203</b>	<b>3,490,287</b>
人件費	774,355	770,483	766,631	762,798	758,984
物件費	566,327	563,495	560,678	557,874	555,085
維持補修費	201,476	203,491	205,526	207,581	209,657
扶助費	159,559	161,155	162,766	164,394	166,038
補助費等	505,629	503,100	500,585	498,082	495,592
公債費	414,455	451,262	441,026	423,325	398,121
積立金	0				
繰出金	269,082	258,319	247,986	238,067	228,544
<b>歳出合計</b>	<b>2,890,882</b>	<b>2,911,305</b>	<b>2,885,197</b>	<b>2,852,120</b>	<b>2,812,019</b>
<b>歳入歳出差引額</b>	<b>837,270</b>	<b>746,086</b>	<b>726,746</b>	<b>693,083</b>	<b>678,268</b>
投資的・臨時的 経費充当財源	837,270	746,086	726,746	693,083	678,268

※地方債は、経常的なものとして、臨時財政対策債を見込んだ。

今後も、本町の人口は減少が続くことが予測されており、税収の減少が見込まれます。また、中期財政見通しの期間内において、役場新庁舎や只見振興センター、民具収蔵展示施設の整備など、複数の大型建設事業が集中しており、投資的経費の増加が見込まれます。

このような状況を踏まえ、本町のまちづくりに必要な事業費を確保するため、歳入の積極的な確保や、内部努力の徹底などによる歳出抑制に取り組むとともに、町債や基金の効果的な活用を図ります。

## 2. 町債・基金の活用の考え方

将来にわたって持続的に発展していくため、これまで培ってきた財政力を最大限発揮する必要があることから、下記の考え方に基づき、計画期間内の運用幅を設定し、弾力的な町債・基金の活用を図ることとします。

### (1) 町債の活用の考え方

今後の人口減少を見据え、公債費が将来の財政運営の大きな負担とならないよう、プライマリーバランス（基礎的財政収支）に配慮しながら、普通会計の町債残高を50億円程度の範囲内で活用を図ることとします。

### (2) 基金の活用の考え方

財政運営の長期安定性を確保するための目標を踏まえながら、基金残高に留意し、活用を図ることとします。

#### ①財政調整基金

地方交付税の急激な減収などにも対応できる残高を確保し、4億円程度の残高を下回らない範囲で活用を図ります。

#### ②減債基金

公債費が財政運営を圧迫することなく、計画的な町債の償還が行える残高を確保し、3億円程度の残高を下回らない範囲で活用を図ります。

#### ③その他特定目的基金

大規模施設整備の財源として、積極的に活用を図ります。



